

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上尾市長

## 公表日

令和6年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に、所得に応じ支給している。 ・証書、受給資格、認定請求の受理、審査又は請求 ・額改定の請求、届出の受理、審査又は請求、届出 ・未支払の請求の受理、審査又は請求 ・児童扶養手当法第28条の届出(支給停止関係等)の受理、審査又は届出 ・公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務 また、児童扶養手当の現況届の事前送信、支給口座の変更及び証書再交付については、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した事前申請を行う。
③システムの名称	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第10条、第12条、第19条、第26条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条)  【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第31条) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第15号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部 子ども支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部 子ども支援課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	事務の概要	認定請求の受理、審査及び審査結果の通知	証書、受給資格、認定請求の受理、審査又は請求	事後	
平成27年12月28日	事務の概要	額改定請求の受理、審査及び審査結果の通知	額改定の請求、届出の受理、審査又は請求、届出	事後	
平成27年12月28日	事務の概要	住所・氏名・転入・支給停止関係等の届出の受理、審査及び審査結果の通知	児童扶養手当法第28条の届出(支給停止関係等)の受理、審査又は届出	事後	
平成27年12月28日	情報照会の根拠	番号法別表第二の16,57,64,65の項	番号法別表第二の57の項	事後	
平成27年12月28日	情報照会の根拠	第12条,第31条,第35条,第36条	第31条	事後	
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	石川 孝之	長島 徹	事後	
平成28年7月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課	子ども未来部 子ども支援課	事後	
平成28年7月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年7月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	事前	
平成29年6月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年6月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年10月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年9月25日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年10月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年9月25日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年10月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	事前	
平成30年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長島 徹	内田 雅幸	事前	
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年9月25日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年9月25日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成30年10月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 子ども支援課長 内田 雅幸	②所属長の役職名 課長	事後	
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IVリスク対策	該当項目無し	項目追加	事前	基礎項目評価書様式変更
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年3月26日時点	令和元年11月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年3月26日時点	令和元年11月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法別表第二の16,26,47,64,65,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条、第19条、第35条、第36条、第44条)	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の13,16,26,47,64,65,87,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第10条、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条)	事後	
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の13,16,26,47,64,65,87,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第10条、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条)	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の13,16,26,47,64,65,87,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第10条、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条)	事前	
令和2年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和元年11月26日時点	令和2年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和元年11月26日時点	令和2年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の13,16,26,47,64,65,87,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第10条、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条)	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第10条、第12条、第19条、第26条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条)	事後	
令和3年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年12月28日時点	令和3年12月28日時点	事前	判定基準日の見直し
令和3年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年12月28日時点	令和3年12月28日時点	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年12月28日	I 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に、所得に応じ支給している。 ・証書、受給資格、認定請求の受理、審査又は請求 ・額定定の請求、届出の受理、審査又は請求、届出 ・未支払の請求の受理、審査又は請求 ・児童扶養手当法第28条の届出(支給停止関係等)の受理、審査又は届出	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に、所得に応じ支給している。 ・証書、受給資格、認定請求の受理、審査又は請求 ・額定定の請求、届出の受理、審査又は請求、届出 ・未支払の請求の受理、審査又は請求 ・児童扶養手当法第28条の届出(支給停止関係等)の受理、審査又は届出 また、児童扶養手当の現況届の事前申請については、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した事前申請を行う。	事後	
令和4年12月28日	I 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム、住民基本台帳ネットワークシステム	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月28日時点	令和4年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月28日時点	令和4年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和5年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	・公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務	事前	
令和5年3月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第15号	事前	
令和6年1月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年12月28日時点	令和5年12月28日時点	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月4日	I 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	また、児童扶養手当の現況届の事前申請については、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した事前申請を行う。	また、現況届の事前送信、支給口座の変更及び証書再交付については、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した申請を受け付ける。	事後	